



「春は苦いものを食べよ」と聞いたことはないでしょうか。春は、代謝を促すために、苦いものを食べましょうという意味です。

苦味の代表格ともいえる山菜にはポリフェノールやミネラルが豊富に含まれており、細胞を活性化する効果があるそうで、冬眠から目覚めた熊が最初に食べるのは「ふきのとう」だそうです。積極的に苦いものを食べて、冬に蓄えた脂肪や老廃物を排泄し、本格的な春を迎えたいものです。

## ～ Q&A ちょっとした疑問を解決！ ～

**Q1. 多額のふるさと納税をしました。返戻品に所得税は課税されるのでしょうか？**

**A. 返戻品の総額が 50 万円を超えると課税されます。**

ふるさと納税の返戻品はモノであっても一時所得に該当します。一時所得には最高 50 万円の特別控除がありますので、収入金額が 50 万円を超えると課税されることになります。

総務省は自治体に対し、寄付金に対する返戻品の額の割合を 3 割以内に抑えるべきとするガイドラインを設けていることから、申告の際には寄付額の 3 割を金額換算するのが一般的のようです。

**Q2. 養老保険が満期になりましたが、しばらく保険会社に預けておく「据置き保険金」の制度を利用することにしました。所得税の確定申告は据置き保険金を解約して実際に受け取った年にすれば良いのでしょうか。**

**A. 満期日となった年に確定申告をする必要があります。**

生命保険契約の満期や解約で受け取った一括払いの保険金は一時所得となります。一時所得を申告する時期は、原則としてその支払いを受けた年とされていますが、満期保険金のように契約で定めた事実が生じたときに支払いを受けるものは、その事実が生じた日(満期日)の年に一時所得として確定申告する必要があります。

ちなみに年金として受取る保険金は雑所得になります。また、据置保険金に生じる利息は雑所得として申告する必要があります。

**Q3. 取引先との契約が、先方の都合で解約になりました。契約書に貼った収入印紙の還付を受けることは可能でしょうか？**

**A. 成立済みの契約にかかる契約書の印紙税は、たとえ解約になっても還付を受けられません。**

収入印紙の還付を受けられるのは、誤って課題に印紙を貼りつけた時や、課税対象ではない文書に貼った時、損傷などが理由で印紙が使えなくなった時に限られます。

印紙の還付を受ける際は、税務署に「印紙税過誤納確認申請書」と還付請求の対象となる文書を提出します。

**Q4. 役職に応じて健康診断の内容を手厚くしたいのですが、全額損金にしてよいのでしょうか？**

**A. 社長など特定の人だけを対象にした高額な健康診断の費用は、会社の損金に出来ません。**

特定の人だけを対象にしていると、その人に特別な経済的利益が発生するので、税務上は報酬を受けた時と同じ扱いになります。しかし、一定年齢以上の希望者は全て健診を受けることが出来る制度であれば、対象者を恣意的に選んでいるわけではなく平等といえるので、費用を福利厚生費として損金に出来ます。

【印紙税の節約術】

印紙税は、契約書などの文書に記載された金額に応じて税額が決まります。たとえ契約金額が同じでも、消費税の書き方によっては税法上の記載金額が変わり、税負担が重くなる場合があります。

例えば「請負金額 1080 万円、消費税額 8%含む」や「請負金額 1080 万円 (税込)」だと印紙税額 2 万円になり、「請負金額 1 千万円、消費税 80 万円、計 1080 万円」や「請負金額 1080 万円 (税抜き金額 1 千万円)」とすれば印紙税額 1 万円で済みます。

すなわち、取引対象のモノやサービスの価格に関して消費税の税抜き価格を文書に記すことが節約につながります。

また同じ取引でも紙で取り交わす契約書には課税され、電子データで送信する契約書には課税されないため、契約書などの文書の作成を電子データに統一することで、大幅に税負担を減らすことが出来ます。



税務調査で印紙税の納付漏れを指摘されると、本来の印紙税の額に加え、その2倍の金額のペナルティーが加算されます。調査を受ける前に自主的に申出書を提出して納付すれば本来の税額とその1割のペナルティーで済むので、収入印紙の貼り忘れに気づいたら早めに対応したほうが良いでしょう。

✿健康保険料率等の改定✿

平成 31 年 3 月分 (4 月納付分)

から協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率が改訂されます。

健康保険料率は都道府県によって異なりますので、協会けんぽのHPでご確認ください。

介護保険料率は 1.57%から

1.73%に改定されます。

社会保険料は 4, 5, 6 月の 3 カ月の給与平均額を基に決定されます。少しでも社会保険料負担を減らすため、この時期の残業等を減らせるよう工夫したいものです



✿スタッフブログ✿

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。  
<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A 型	B 型	O 型	AB 型
自分に厳しくなりすぎる傾向があり、些細なことがストレスの原因になるかも。ストレスを感じたら無理せず休養を。	何か新しいことにチャレンジするのが吉。旺盛な好奇心を発揮して、心のトキメキを何よりも大切にしましょう。	良くも悪くも、存在感が圧倒的に発揮できる月。下手をすると独裁者になりかねませんので言動には注意しましょう。	独創的なアイデアを発揮できるでしょう。革新的な事柄に取り組んだり、古い習慣を改めたりするのもよい月です。



優経税理士法人

～ (経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。